

税制による「東日本大震災」復興支援

3月11日、三陸沖で発生した大地震は津波とともに東日本をのみこみました。あれから2ヶ月半、妻の実家が石巻市である私たち夫婦も親族の安否情報を検索する日々が続きました。残念ながら今回の大震災では大勢の尊い「いのち」が流されてしまいました。肉親を失った心の傷は永遠に癒えることはないでしょう。今、私たちにできることは支援する気持ちを持ち続け被災された方々に一日でも早く笑顔が戻ることを祈るばかりです。そこで今号では私にできる支援のひとつとして、税制による支援「震災特例法」をご紹介しますことにしました。本文が少しでも復興の手助けになれば幸いです。

◇**震災特例法**(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(4月27日成立))

【共通】…個人・個人事業者・法人

◎申告・納付期限の延長

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の方は3月11日以降に期限が到来する全ての国税の申告や納付等の期限が延長されます(手続きは不要です)。その他地域の方も申請により期限の延長が可能です。

◎納税の猶予

財産に相当な損失を受けた方や国税を一時に納付することが困難な方は納税の猶予が可能です。

【個人】

◎所得税の軽減又は免除

住宅や家財などに損害を受けた方は「雑損控除」又は「災害減免法」の適用により22年分又は23年分の所得税の軽減や免除を受けることが可能です。

◎源泉所得税の徴収猶予又は還付

住宅や家財などに損害を受けた方は給与や公的年金などの源泉徴収の猶予又は還付が可能です。

◎住宅借入金等特別控除の継続

住宅が被災して居住できなくなった場合でも引続き住宅借入金等特別控除の適用が可能です。

◎財形住宅(年金)貯蓄の利子等の非課税

申請により24年3月10日までの払出しについては利子等に対する課税が非課税となります。

◎予定納税額の減額

税務署から予定納税額を通知された方は予定納税額の減額申請が可能です。

【個人事業者】

◎被災事業用資産の損失に係る取扱い

事業用資産の震災損失を22年分の必要経費に算入が可能です。(青色の場合は更に21年繰戻しも可)

◎純損失の繰越控除

事業用資産の震災損失がある事業者は23年分の純損失を5年間(通常3年間)繰越すことが可能です。

【個人事業者・法人】

◎消費税の届出書期限の猶予

課税事業者を選択(又はやめる)、簡易課税の適用を受ける(又はやめる)ための届出書の提出期限が猶予されます。

◎被災代替資産の特別償却

28年3月末迄に一定の代替資産を取得、又は被災区域内に建物等を取得した場合は特別償却が可能です。

◎特定の事業用資産の買換等の課税繰延

28年3月末迄に被災区域内の資産を譲渡し買換した場合、又は被災区域外から被災区域内へ買換した場合は一定の要件の下で課税の繰延が可能です。

◎中間申告書提出不要(法人税・消費税)

申告期限の延長により中間申告書と確定申告書の提出期限が同日の場合、中間申告書は提出不要です。

【法人】

◎震災損失の繰戻しによる法人税還付

24年3月10日迄の決算で棚卸資産や固定資産の滅失等による損失額がある場合は最大2年間(通常の損失額は1年間)遡って既に納付した法人税の繰戻し還付を受けることが可能です。

◎仮決算の中間申告による所得税額の還付

23年9月10日迄の中間申告で一定の震災損失がある場合には利子等の所得税の還付が可能です。

◎特定資産の譲渡に伴う特別勘定の損金算入

28年3月末迄に被災区域内の不動産を譲渡し翌事業年度中に買換資産を取得する見込みであるときは特別勘定の金額を損金に算入することが可能です。

最後になりましたが、紙面の都合上主だった規定を簡略にしかご紹介できなかったことをお詫び致します。上記以外にも相続税、贈与税、印紙税、登録免許税、自動車重量税などの国税や住民税、固定資産税、不動産取得税、自動車税などの地方税についても特例法による負担軽減措置があります。

(文責：逗子事業部 片山晴夫)



梅雨と地震と直感とデータ

6月に入り、梅雨の季節となりました。皆様いかがお過ごしでしょうか？

個人的にはテレビ等で「梅雨入りしました」との報道を見ると、今年の半分がもう過ぎようとしているかと、焦りを感じます。

梅雨（つゆ、ばいう）とは、北海道と小笠原諸島を除く日本や東アジアの広範囲においてみられる特有の気象現象で、5月から7月にかけて来る雨の多い期間のこと言います。毎年気象庁が観測データを基に梅雨入り・梅雨明けを発表しています。気象庁のデータによると、関東甲信越地方の平年の梅雨入りは6月8日（去年は6月13日）、梅雨明けは7月21日（去年は7月17日）となっています。データを見ると梅雨の期間は意外に短いものだと驚きました。過去最高気温の報道についても同じように、過去最高気温と聞くと暑さが倍増してしまいます。自分が科学的な数値に振り回され、とまではいきませんが数値やデータを過信している部分があるのかなと感じます。これは地震についても同じことが言えます。揺れがあり「今の地震は結構揺れたな。震度は4くらいかな」と感じた地震が、速報での震度が2だったとき「大した地震ではないようだ」と安心することがあります。自分が感じた揺れの度合いより、報道された震度を信用していることがあります。



仕事についてはどうでしょうか。私も仕事をする際にパソコンやシステムを利用して作成した数値やデータを基に、経営状況を把握します。さらにその数値を基に過年度等の比較を行い、予測を行います。しかし、上記のようにその数値やデータのみだけでは会社経営は成り立ちません。経営者の経験に基づく直感等がとても重要になります。仕事においては直感とデータのどちらか一方のみを重視することはできず、その両者のバランスを保つことが重要となります。今後私も直感から来るものと数値やデータから来るものの両者を用い、日々の生活や仕事に活かしていきたいと思えます。

（文責：関内事業部 大庭 淳）

ちょっと一服 クロスワードパズル

①		⑦	⑨		⑫
		⑧		⑪	
②	⑤				
	⑥				⑬
③			⑩		
④					

【ヨコのカギ】

- ① 政治家の〇〇〇〇発言が公表される
- ② 盗難は雑損控除、詐欺は〇〇〇〇〇
- ③ 冬期賞与と〇〇賞与
- ④ これまでの加入記録は、特別便でお知らせします
- ⑥ こんな決算は絶対いけません！！
- ⑧ 銀行の預金量は一定の〇〇〇〇以上と決まっています
- ⑩ 弁護士のバッジはひまわり、では税理士のバッジは何の花？

- 【タテのカギ】
- ① 脱税は許さない！映画「マルサの〇〇〇」
 - ③ 天下の回りもの
 - ⑤ 義援金等を送られた方、この控除に該当する可能性がりますよ
 - ⑦ 贈与税の課税方法は、相続時精算課税と、この課税方法があります
 - ⑨ 1月1日現在の不動産等の所有者に課税される地方税
 - ⑪ 会社のた〇〇〇〇は、純資産の部で解ります
 - ⑫ つなぎ法案「租税特別〇〇法」
 - ⑬ 豊かで安心できる〇〇〇〇のために、みんなで出し合う「税金」

の6文字で言葉を作ろう！（答えは次号）

答え：

<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

（文責：小田原事業部 坂井絵美）